

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った平成17年6月6日付け長第10193号の公文書部分開示決定において非開示とした部分のうち、別表において審査会が開示すべきと判断した部分を開示すべきである。

2 異議申立てに至る経過

（1）公文書の開示請求

異議申立人は、佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対して、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け佐賀県指令〇〇長寿第〇〇号及び〇〇号の指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定取消を行う際に作成した関連書類の一切についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）を平成17年5月25日に行った。

（2）実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、

- ・平成16年度指定介護老人福祉施設等の指導（実地・書面）について
- ・平成16年度指定居宅サービス事業所等の実地指導について（伺）
- ・介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定取消し等に係る聴聞の実施について（伺）
- ・聴聞報告書
- ・実地指導結果（以下「本件公文書1」という。）
- ・指定居宅サービス事業所等の監査について（伺）（以下「本件公文書2」という。）
- ・□□の監査結果について（以下「本件公文書3」という。）
- ・文書等閲覧請求書（以下「本件公文書4」という。）
- ・介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定の取消しについて（伺）（以下「本件公文書5」という。）

を特定し、本件公文書1、本件公文書2、本件公文書3、本件公文書4及び本件公文書5の一部を非開示とする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）及びその余の公文書の全部を開示する決定を、いずれも平成17年6月6日に行い、異議申立人に通知した。

（3）異議申立て

異議申立人は、本件処分のすべてを不服として行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成17年8月8日に実施機関に対して異議申立てを行った。

### 3 実施機関が行った本件処分の理由及び趣旨

#### (1) 条例第6条第2号該当性

##### ① 本件公文書1

この文書は、県が、指定居宅サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所（以下「当該事業所」という。）に対し実地指導を実施した結果を取りまとめたものである。

当該公文書には、民間人である従業員の氏名及び当該事業所で介護されている者が特定できる情報が記載されている。これらの情報は特定の個人を識別できる情報であるため、条例第6条第2号の規定に基づき、非開示とした。

##### ② 本件公文書2

この文書は、県が、当該事業所に対し監査を実施するための起案（伺）である。

当該公文書のうち、監査において質問を予定している当該事業所の従業員の氏名について、条例第6条第2号の規定に基づき、非開示とした。

##### ③ 本件公文書3

この公文書は、県が監査を実施した際に当該事業所の従業員等に対して行った質問及び回答内容を記載したもの並びにその監査結果の概要をとりまとめたものである。

この監査における質問事項及び回答事項の中には、サービス利用者の氏名が記載されているものや従業員の氏名、職歴、在職期間（採用時期）、勤務状況、給与の支払時期、サービス提供に係る能力、サービス内容、利用者との関係が記載されている部分があり、条例第6条第2号の規定に基づき、非開示とした。

また、これらの記載の中には、氏名が明記されていないため、公文書の記載内容のみをもって個人を特定することができないが、当該事業所の関係者であれば、その保有する他の情報と照合することによって個人を特定することが可能なものが含まれている。

これらについて、条例第6条第2号の規定に基づき、非開示とした。

##### ④ 本件公文書4

この文書は、県が行った指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定取消しに係る聴聞に関し、関係者が関係書類の閲覧を請求し

た文書である。

当該公文書のうち文書等閲覧請求者の住所、氏名、印影について、条例第6条第2号の規定に基づき、非開示とした。

⑤ 本件公文書5

この文書は、県が指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定取消処分を行うための起案（伺）である。

当該公文書に添付されている資料のうち、

- ・「□□の監査について」は本件公文書3の情報が記載されている。
- ・「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」「□□組織図」「□□介護保険訪問介護部門組織図」「月毎の人員配置数」「サービス提供責任者給与払実績」「賃金支払明細」「月間スケジュール表」「支払証明書」「雇用契約書」には従業員の氏名、給与の額等の情報が記載されている。
- ・「請求書兼領収書」には、利用者の氏名及び住所の情報が記載されている。
- ・「利用料の立替を行っていたとみられるヘルパー」「居宅サービス計画書」「サービス記録」「サービス利用票」には、利用者及び従業員の氏名等が記載されている。

これらの情報は特定の個人を識別できる情報であるため、条例第6条第2号の規定に基づき、非開示とした。

(2) 条例第6条第6号該当性

県が実施した監査は、県が当該事業所の開設者を通じて従業員に協力を依頼して実施したものであるが、開示を前提としたものではないので、情報を開示することにより、今後同種の方法により監査を実施する場合に関係者との信頼関係若しくは協力関係が得られなくなるおそれがあるため、本件公文書3及び本件公文書5について非開示とした。

4 異議申立ての理由及び趣旨

本件公文書1に関する実施機関の理由説明の中に「当該公文書には、民間人である従業員の氏名及び同事業所で介護されている者が特定できる情報が記載されている。これらの情報は特定の個人を識別できる情報であるため、……非開示とした。」とあるが「従業員の氏名及び同事業所で介護されている者」について従業員や当事業所で介護されている者の承諾を得ずに個人の情報を得たものについて非開示とすべきではなく、開示すべきである。

本件公文書3について、佐賀県長寿社会課の担当者と当社スタッフとの個人面談の県の質問事項がすべて非開示とされていることが納得できない。上記のことについて開示を求める。

又、本件公文書3に関する実施機関の理由説明の中に「この監査における質問事項及び回答事項の中には、サービス利用者の氏名が記載されているものや従業員の名、職歴、在職期間（採用時期）、勤務状況、給与の支払時期、サービス提供に係る能力、サービス内容、利用者との関係が記載されている部分があり、条例第6条第2号の規定に基づき、非開示とした。」とあるが、「……利用者との関係が記載されている部分があり、条例第6条第2号の規定に基づき、非開示とした。」部分について、「……利用者との関係が記載されていない部分について」開示をお願いする。また、「他の情報と照合する」とは何か具体的に説明をお願いする。

佐賀県が指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業所の指定取消処分を行ったため、当社としては重大な取り消し処分の経緯、内容とを理解するためにすべての公文書の開示を求める。

## 5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### (1) 公文書の内容について

本件公文書1は、実施機関が、2回にわたり、介護保険法に基づき当該事業所に対し実地指導を実施した結果をとりまとめたものであり、第1回の実地指導の結果をとりまとめたものと第2回の実地指導の結果をとりまとめたものとに分けられる。

本件公文書2は、実施機関が、当該事業所に対し監査を実施するための起案であり、資料として、相手方への通知文の案及び「監査における確認調書」の書式が添付されている。

本件公文書3は、実施機関が行った監査の結果の概要をとりまとめた「□□の監査結果について」と題する文書であり、監査において代表者及び従業員に聴き取りを行った記録である「監査における確認調書」が添付されている。

本件公文書4は、実施機関が行った指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定取消に係る聴聞に関し、関係者が関係書類の閲覧を請求した文書である。

本件公文書5は、実施機関が指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定取消処分を行うための起案であり、資料として、「□□の監査について」「資料目次」「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」「□□組織図」「□□介護保険訪問介護部門組織図」「月毎の人員配置数」「サービス提供責任者給与払実績」「賃金支払明細」「月間スケジュール表」「支払証明書」「雇用契約書」「利用料の立替を行っていたとみられるヘルパー」「請

求書兼領収書」「サービス記録」「居宅サービス計画書」「サービス利用票」が添付されている。

(2) 条例第6条第2号該当性について

条例第6条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」に該当する情報が記載されているときは、当該公文書の開示をしないものとされている。

これは、個人の尊厳、基本的人権の尊重の立場から、個人の権利利益を保護するため、非開示事項を定めたものである。

そこで、本件公文書において実施機関が本号により非開示としている情報が、本号に該当するか否かについて検討する。

① 本件公文書1について

ア 第1回の実地指導の結果をとりまとめたものの中で、実施機関が非開示としているのは、当該事業所の設立に関わりのある法人の名称及び代表者氏名、当該事業所の実地指導に関して意見を述べた個人（以下「意見者」という。）の職名、氏名及び前記法人との関係並びに意見の内容、当該事業所の管理者の氏名並びに当該事業所で支払われている給与の額である。

このうち、当該事業所の設立に関わりのある法人の名称及び代表者氏名については、法人情報であり、個人情報とはいえないため、開示すべきである。

意見者の職名、氏名及び前記法人との関係、意見者が述べた意見及び当該事業所の管理者の氏名については、特定の個人が識別されるものであり、条例第6条第2号本文に規定する非開示情報に該当する。

当該事業所で支払われている給与の額のうち訪問介護員の給与は、単価であり、特定の個人が識別されるとは認められず、開示すべきである。その余の部分は、個人の私事に関する情報と認められるため、条例第6条第2号本文に規定する非開示情報に該当する。

イ 第2回の実地指導の結果をとりまとめたものの中で、実施機関が非開示としているのは、当該事業所で介護されている者が特定できる情報、当該事業所の従業員の氏名及び従業員の一の雇用契約の締結日である。これらの情報は、特定の個人が識別されるものであり、条例第6条第2号本文に規定する非開示情報に該当する。

ウ なお、異議申立人は、従業員や当該事業所で介護されている者の情報

について、本人の承諾なく得た情報を開示すべき旨を主張しているが、公文書に記載された個人の情報の開示・非開示の判断は、情報を取得する段階での本人の承諾の有無を要件としていない。

② 本件公文書 2 について

本件公文書 2 の中で、実施機関が非開示としているのは、当該事業所の管理者の氏名である。この情報は、特定の個人が識別されるものであり、条例第 6 条第 2 号本文に規定する非開示情報に該当する。

③ 本件公文書 3 について

ア 「□□の監査結果について」の中で、実施機関が非開示としているのは、当該事業所で介護されている者が特定できる情報及び当該事業所の従業員の氏名である。これらの情報は、特定の個人が識別されるものであり、条例第 6 条第 2 号本文に規定する非開示情報に該当する。

イ 「監査における確認調書」の中で、実施機関が非開示としているのは、管理者の氏名、監査時間、質問の相手方の氏名、質問事項の一部及び回答事項の一部並びに相手方確認欄に相手方が記載した日付、相手方の職名・氏名及び相手方が押印した印鑑の印影である。

このうち、管理者の氏名及び質問の相手方の氏名については、特定の個人が識別されるものであり、条例第 6 条第 2 号本文に規定する非開示情報に該当する。

監査時間は、当該時間に監査を受けていたという事実から対象者としての個人を特定することが可能であり、条例第 6 条第 2 号本文に規定する非開示情報に該当する。

質問事項のうち実施機関が非開示としている部分には、サービス利用者の氏名のほか、従業員の氏名、勤務状況、給与の支払時期、サービス内容、利用者との関係等が記載されている。これらの情報は、特定の個人が識別されるものであり、条例第 6 条第 2 号本文に規定する非開示情報に該当する。

回答事項のうち実施機関が非開示としている部分には、サービス利用者の氏名のほか、従業員の氏名、職歴、在職期間（採用時期）、勤務状況、給与の額、給与の支払時期、サービス内容及び利用者との関係等が記載されている。このうち、給与の額については、単価であり、特定の個人が識別されるとは認められず、開示すべきである。その余の情報は、特定の個人が識別されるものであり、条例第 6 条第 2 号本文に規定する非開示情報に該当する。

ウ なお、異議申立人は、実施機関がその理由説明において挙げた「サービス利用者の氏名が記載されているものや従業員の氏名、職歴、在職期

間（採用時期）、勤務状況、給与の支払時期、サービス提供に係る能力、サービス内容、利用者との関係が記載されている部分」以外の部分について開示を求めているが、条例第6条第2号が「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」としているとおり、実施機関の理由説明に明確に記載されている部分以外の情報であっても、それらの部分と同様に、当該事業所の関係者であれば、その保有する他の情報と照合することによって個人を特定することができる情報については、非開示情報に該当する。

④ 本件公文書4について

本件公文書4の中で、実施機関が非開示としているのは、文書等の閲覧を請求した者の住所及び氏名並びに請求者の印影の部分である。このうち住所及び氏名は特定の個人が識別される情報である。また、印影は当該請求者の私印であり、その私事に関する情報であると認められる。従って、これらの情報は、条例第6条第2号本文に規定する非開示情報に該当する。

⑤ 本件公文書5について

ア 「□□の監査について」は、本件公文書3「□□の監査結果について」と表題部分を除き同一内容のものであり、審査会の判断は上記③のとおりである。

イ 「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」「□□組織図」「□□介護保険訪問介護部門組織図」「月毎の人員配置数」「サービス提供責任者給与払実績」「賃金支払明細」の記載事項の中で、実施機関が非開示としているのは、従業員の氏名、電話番号及び保有資格である。これらの情報は、特定の個人が識別されるものであり、条例第6条第2号本文に規定する非開示情報に該当する。

ウ 「資料目次」「月間スケジュール表」「支払証明書」「請求書兼領収書」「利用料の立替を行っていたとみられるヘルパー」「サービス記録」「サービス利用票」の中で、実施機関が非開示としているのは、従業員の氏名、住所、時給の額及び利用者との関係並びに利用者の氏名、住所、要介護度、印影、被保険者番号、生年月日及び性別である。このうち、時給の額については、単価であり、特定の個人が識別されるとは認められず、開示すべきである。その余の情報は、特定の個人が識別されるものであり、条例第6条第2号本文に規定する非開示情報に該当する。

エ 「雇用契約書」の中で、実施機関が非開示としているのは、従業員の住所、氏名、印影、時給の額、手当の額及び雇用契約日である。このうち、時給の額及び手当の額については、単価であり、特定の個人が識別

されるとは認められず、開示すべきである。その余の情報は、特定の個人が識別されるものであり、条例第6条第2号本文に規定する非開示情報に該当する。また、実施機関が非開示としている代表者の印影については、登記所に届け出ている代表者印ではなく、代表者個人の私印と認められるため、代表者の私事に関する情報であり、条例第6条第2号本文に規定する非開示情報に該当する。

オ 「居宅サービス計画書」の中で、実施機関が非開示としているのは、利用者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス計画作成者の氏名である。これらの情報は、特定の個人が識別されるものであり、条例第6条第2号本文に規定する非開示情報に該当する。

### (3) 条例第6条第6号該当性について

条例第6条第6号では、「県の機関等又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、交渉、渉外、争訟、入札、試験、租税の賦課又は徴収等（以下「検査等」という。）に関する情報で、開示することにより、当該検査等若しくは同種の検査等を実施する目的を失わせ、これらの検査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じ、又はこれらの検査等に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの」に該当する情報が記載されているときは、当該公文書の開示をしないものとされている。

本件公文書3のうち「監査における確認調書」（本件公文書5中の「監査調書」も同一文書）の中で実施機関が条例第6条第6号の規定により非開示としているのは、監査において明らかにされた当該事業所の従業員等の個人情報及び当該事業所の従業員等から聴取した当該事業所内部の事情が記載されている部分である。この部分は、質問を受けた従業員等が、他人に知られることがないという認識及び信頼のもとに述べたものと考えられる。これらの情報を公にすると、監査において事情聴取に応じた従業員等との信頼関係が損なわれ、以後の同様の事案において従業員の協力を得ることが困難となり、今後の監査が円滑に行われなくなることが想定される。従って、これらの情報は、条例第6条第6号に規定する非開示情報に該当する。

### (4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、佐賀県が指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業所の指定取消処分を行ったことを受け、当事者として重大な取消処分の経緯、内容とを理解するためにすべての公文書の開示を求める旨を主張している。

しかし、従業員等の個人情報は条例の規定に基づき非開示とすべきものであり、あえてそれらの非開示情報を開示すべき特別の事情は見当たらない。従って、異議申立人の主張は採用することができない。



以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 6 審査経過

当審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成 17 年 8 月 11 日	実施機関からの諮問書を受理
平成 17 年 8 月 23 日	実施機関からの理由説明書を受理
平成 17 年 9 月 14 日	審査請求人からの意見書を受理
平成 17 年 10 月 24 日 (平成 17 年度第 3 回審査会)	審 議

(参考)

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	
池田 行伸	佐賀大学文化教育学部教授	会長職務代理者
江崎 アヤコ	税理士事務所長	
原 まさ代	(社)全国消費生活相談員協会理事	
松尾 弘志	弁護士	会長

(答申日現在)

別表1 実地指導結果（本件公文書1）

分類	実施機関が非開示とした部分及び該当条項		審査会の判断
実地指導結果 (第1回)	事業所に関連のある法人の名称及び代表者氏名	2号	開示
	管理者の氏名	2号	非開示
	事業所に関連のある個人の職名、氏名、前出法人との関係	2号	非開示
	事業所に関連のある個人が述べた意見等	2号	非開示
実地指導結果 (第2回)	訪問介護員の給与の単価及び代表者の給与の月額	2号	単価は開示 その余は非開示
	事業所で介護を受けている者が特定できる部分	2号	非開示
	従業員の氏名	2号	非開示
	従業員（1名）の採用時期	2号	非開示

別表2 指定居宅サービス事業所等の監査について（伺）（本件公文書2）

分類	実施機関が非開示とした部分及び該当条項		審査会の判断
監査における 確認調書（様式）	管理者の氏名	2号	非開示

別表3 □□の監査結果について（本件公文書3）

分類	実施機関が非開示とした部分及び該当条項		審査会の判断
「□□の監査 結果について」	事業所で介護を受けている者が特定できる部分	2号	非開示
	管理者の氏名	2号	非開示
監査における 確認調書 (ヘルパー1)	「管理者」	2号	非開示
	「監査時間」	2号、6号	非開示
	「相手方職氏名」	2号、6号	非開示
	「回答内容1」	2号、6号	非開示
	「回答内容2」	2号、6号	非開示
	「回答内容3」	2号、6号	非開示
	「回答内容4」	2号、6号	非開示
	「回答内容6」	2号、6号	非開示
	「質問事項7」	2号、6号	非開示
	「回答内容7」	2号、6号	非開示
	「回答内容9」	2号、6号	非開示
	「回答内容11」	2号、6号	非開示
	「質問事項12」	2号、6号	非開示
	「回答内容12」	2号、6号	非開示
	「質問事項」	2号、6号	非開示
	「回答内容」	2号、6号	非開示
	「回答内容13」	2号	開示
	「質問事項15」	2号、6号	非開示
	「質問事項16」	2号、6号	非開示
	「回答内容16」	2号、6号	非開示
	「回答内容17」	2号、6号	非開示
	「相手方確認欄」	2号、6号	非開示
	「質問事項」	2号、6号	非開示
	「回答内容」	2号、6号	非開示
「質問事項」	2号、6号	非開示	
「回答内容」	2号、6号	非開示	
「質問事項」	2号、6号	非開示	
「回答内容」	2号、6号	非開示	
「回答内容」	2号、6号	非開示	

監査における 確認調書 (ヘルパー 2)	「管理者」	2号	非開示
	「監査時間」	2号、6号	非開示
	「相手方職氏名」	2号、6号	非開示
	「回答内容1」	2号、6号	非開示
	「回答内容3」	2号、6号	非開示
	「回答内容4」	2号、6号	非開示
	「回答内容7」	2号、6号	非開示
	「回答内容8」	2号、6号	非開示
	「回答内容9」	2号、6号	非開示
	「質問事項10」	2号、6号	非開示
	「回答内容12」	2号	開示
	「質問事項15」	2号、6号	非開示
	「相手方確認欄」	2号、6号	非開示
	「回答内容」	2号、6号	非開示
	「質問事項」	2号、6号	非開示
	「回答内容」	2号、6号	非開示
	「質問事項」	2号、6号	非開示
	「回答内容」	2号、6号	非開示
監査における 確認調書 (ヘルパー 3)	「管理者」	2号	非開示
	「監査時間」	2号、6号	非開示
	「相手方職氏名」	2号、6号	非開示
	「回答内容1」	2号、6号	非開示
	「回答内容2」	2号、6号	非開示
	「回答内容3」	2号、6号	非開示
	「回答内容4」	2号、6号	非開示
	「回答内容5」	2号、6号	非開示
	「回答内容12」	2号	開示
	「回答内容14」	2号、6号	非開示
	「質問事項」	2号、6号	非開示
	「相手方確認欄」	2号、6号	非開示
	「質問事項」	2号、6号	非開示
	「回答内容」	2号、6号	非開示
	「質問事項」	2号、6号	非開示
	「回答内容」	2号、6号	非開示
	「回答内容」	2号、6号	非開示
	「質問事項」	2号、6号	非開示
「回答内容」	2号、6号	非開示	
「回答内容」	2号、6号	非開示	
「質問事項」	2号、6号	非開示	
「回答内容」	2号、6号	非開示	
監査における 確認調書 (サービス提 供責任者 1)	「管理者」	2号	非開示
	「監査時間」	2号、6号	非開示
	「相手方職氏名」	2号、6号	非開示
	「回答内容1」	2号、6号	非開示
	「回答内容2」	2号、6号	非開示
	「回答内容3」	2号、6号	非開示
	「回答内容4」	2号	開示
	「質問事項6」	2号、6号	非開示
	「質問事項7」	2号、6号	非開示
	「回答内容7」	2号、6号	非開示
	「回答内容8」	2号、6号	非開示
	「回答内容9」	2号、6号	非開示
	「回答内容10」	2号、6号	非開示
	「回答内容13」	2号、6号	非開示
	「回答内容15」	2号、6号	非開示
	「欄外」	2号、6号	非開示
	「相手方確認欄」	2号、6号	非開示
	「回答内容」	2号、6号	非開示
「質問事項」	2号、6号	非開示	
「回答内容」	2号、6号	非開示	

監査における 確認調書 (サービス提 供責任者2)	「管理者」	2号	非開示
	「監査時間」	2号、6号	非開示
	「相手方職氏名」	2号、6号	非開示
	「回答内容1」	2号、6号	非開示
	「回答内容2」	2号、6号	非開示
	「回答内容3」	2号、6号	非開示
	「回答内容4」	2号、6号	非開示
	「質問事項7」	2号、6号	非開示
	「回答内容7」	2号、6号	非開示
	「質問事項8」	2号、6号	非開示
	「回答内容8」	2号、6号	非開示
	「質問事項9」	2号、6号	非開示
	「回答内容9」	2号、6号	非開示
	「回答内容11」	2号、6号	非開示
	「回答内容18」	2号、6号	非開示
「欄外」	2号、6号	非開示	
「相手方確認欄」	2号、6号	非開示	
監査における 確認調書 (代表者)	「管理者」	2号	非開示
	「監査時間」	2号、6号	非開示
	「回答内容1」	2号、6号	非開示
	「回答内容5」	2号、6号	非開示
	「質問事項7」	2号、6号	非開示
	「回答内容7」	2号、6号	単価は開示 その余は非開示
	「質問事項8」	2号、6号	非開示
	「回答内容8」	2号、6号	非開示
	「質問事項10」	2号、6号	非開示
	「回答内容10」	2号、6号	非開示
	「回答内容12」	2号、6号	非開示
	「回答内容13」	2号、6号	非開示
	「相手方確認欄」	2号、6号	非開示
	「質問事項」	2号、6号	非開示
	「質問事項」	2号、6号	非開示
「回答内容」	2号、6号	非開示	
監査における 確認調書 (管理者)	「管理者」	2号	非開示
	「監査時間」	2号、6号	非開示
	「相手方職氏名」	2号、6号	非開示
	「回答内容1」	2号、6号	非開示
	「質問事項7」	2号、6号	非開示
	「質問事項8」	2号、6号	非開示
	「質問事項10」	2号、6号	非開示
	「回答内容16」	2号、6号	非開示
	「相手方確認欄」	2号、6号	非開示

別表4 文書等閲覧請求書（本件公文書4）

分類	実施機関が非開示とした部分及び該当条項	審査会の判断
文書等閲覧請求書	請求者の住所、氏名、印影	2号 非開示

別表5 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定の取消しについて（伺）  
（本件公文書5）

分類	実施機関が非開示とした部分及び該当条項		審査会の判断
「□□の監査について」	事業所で介護を受けている者が特定できる部分	2号	非開示
	管理者の氏名	2号	非開示
資料目次	利用者の氏名、事業所で介護を受けている者が特定できる部分	2号	非開示
	従業員の氏名	2号	非開示
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	従業員の氏名	2号	非開示
□□組織図	従業員の氏名、自宅電話番号	2号	非開示
□□介護保険訪問介護部門組織図	従業員の氏名	2号	非開示
月毎の人員配置数	従業員の氏名	2号	非開示
サービス提供責任者給与払実績	従業員の氏名、保有資格	2号	非開示
賃金支払明細	従業員の氏名	2号	非開示
月間スケジュール表	従業員の氏名、スタッフコード番号	2号	非開示
	利用者の氏名	2号	非開示
支払証明書	従業員の住所、氏名	2号	非開示
	利用者の氏名	2号	非開示
	給与の単価	2号	開示
雇用契約書	従業員の氏名、住所、印影、時給の額、手当の額、採用時期	2号	時給及び手当の額は開示 その余は非開示
	代表者の私印	2号	非開示
利用料の立替を行っていた	従業員の氏名、住所	2号	非開示
	利用者の氏名、住所、要介護度	2号	非開示
請求書兼領収書	利用者の氏名、住所	2号	非開示
サービス記録	従業員の氏名	2号	非開示
	利用者の氏名、印影	2号	非開示
居宅サービス計画書	利用者の氏名、生年月日、住所	2号	非開示
	サービス計画作成者の氏名	2号	非開示
サービス利用票	従業員の氏名	2号	非開示
	利用者の被保険者番号、氏名、生年月日、性別、印影	2号	非開示
(監査調書)	(本件公文書3中の「監査における確認調書」と同一文書であり、非開示部分も同一)	2号、6号	前記同一部分についての判断のとおり